



保護者のみなさまへ

京都府内の学校については、内閣総理大臣の要請に基づき、3月初旬から、一部地域では開校していた時期はあったものの、臨時休校としてまいりました。

その後、緊急事態宣言が全国に拡大され、京都府は特に重点的な対策が必要な地域に指定されたことから、府の緊急事態措置を踏まえ、5月6日までを休校期間としてきたところです。

この間、保護者のみなさまには、お仕事との両立の工夫もしていただきながら、子どもたちの心身の健康状態をていねいに見守り、学習や生活習慣の維持に向けて、大変ご尽力をいただきました。深く感謝申し上げます。

5月7日からの学校の再開を心待ちにされていたお子さんや保護者のみなさまも多くいらしたことと思います。

しかし、5月4日に国の緊急事態宣言の期間が延長されたことを受けて、府の緊急事態措置も延長されました。

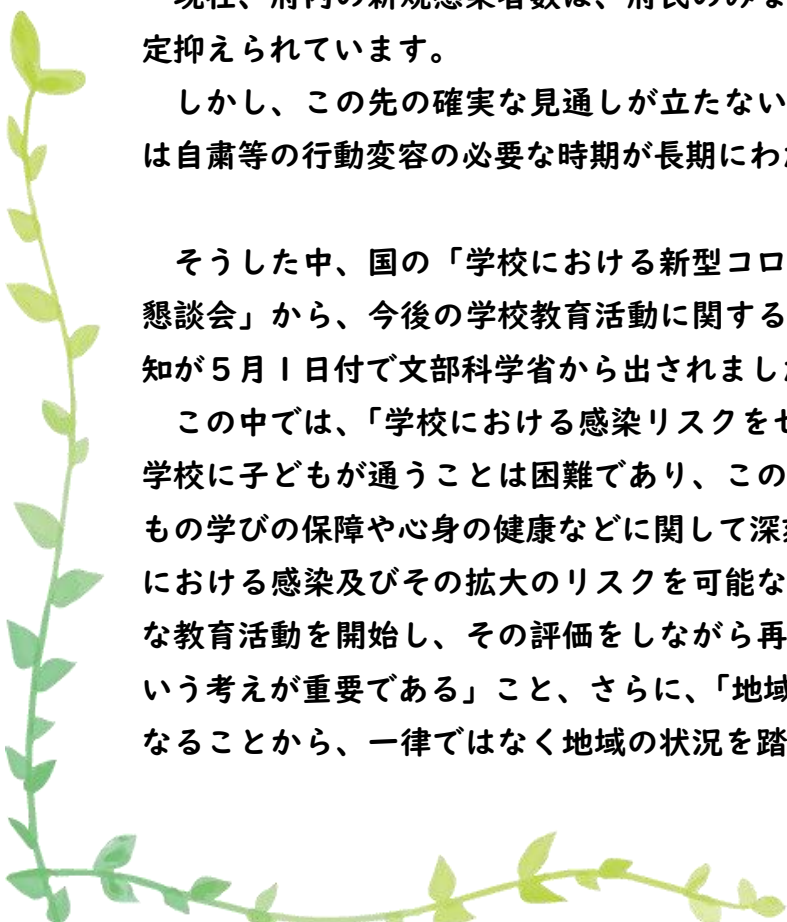
府立学校については、その期間と同じ5月31日まで臨時休校を延長し、府内の多くの小・中学校でも同様の対応がとられています。

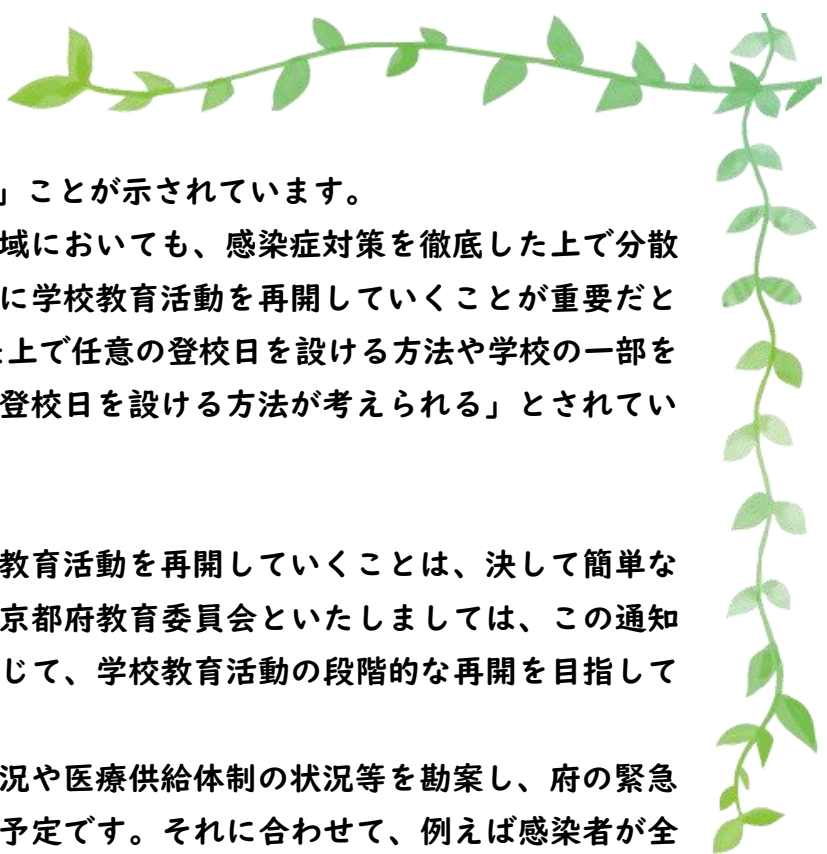
現在、府内の新規感染者数は、府民のみなさまの自粛等のご協力により、一定抑えられています。

しかし、この先の確実な見通しが立たない中、専門家からは、地域によっては自粛等の行動変容の必要な時期が長期にわたる可能性も指摘されています。

そうした中、国の「学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会」から、今後の学校教育活動に関する提言が出され、これを踏まえた通知が5月1日付で文部科学省から出されました。

この中では、「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子どもが通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子どもの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じる」ことや、「学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」こと、さらに、「地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を





開始していくことも可能である」ことが示されています。

また、臨時休業を継続する地域においても、感染症対策を徹底した上で分散登校日を設定するなど、段階的に学校教育活動を再開していくことが重要だとされ、「学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設定する方法や学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設定の方法が考えられる」とされています。

感染リスクを抑えながら学校教育活動を再開していくことは、決して簡単なことではありません。しかし、京都府教育委員会といたしましては、この通知の趣旨を踏まえ、感染状況に応じて、学校教育活動の段階的な再開を目指してまいります。

5月中旬には、府内の感染状況や医療供給体制の状況等を勘案し、府の緊急事態措置の見直しが検討される予定です。それに合わせて、例えば感染者が全く出ていない、又は、長期間出ていない地域の府立学校については、周辺地域の状況も考慮した上で、段階的に学校を再開したいと考えています。

また、休校中でも、人数や時間を絞り感染リスクに十分配慮した方法で分散登校を実施するなど、実施可能な取り組みから進めていきたいと考えています。

今後、学校の児童生徒や教員が感染したり、地域でクラスターが発生するなど、感染リスクの高まりが懸念される場合には、再度の休校を含め、速やかな対応に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束を迎え、再び平穏な学校生活に戻り、学び舎に子どもたちの笑顔があふれ元気な声が響き渡る日が訪れることを、何よりも願っております。

そのために、京都府教育委員会においては、小・中学校を所管する市町(組合)教育委員会とも十分連携を図りながら、様々な状況の変化に柔軟に対応し、安全性の確保と学びの保障や心身の健康に向けた取り組みを進めてまいります。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月8日 京都府教育委員会教育長 橋本 幸三

